

令和4年度

第8回第二農地部会定例会議事録

令和4年11月30日（水）

上越市市民プラザ 2階 第三会議室

令和4年度 第8回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年11月30日(水) 午後2時  
会 場 上越市市民プラザ 2階 第三会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

19番	上野 栄一	5番	岸田 健	2番	五十嵐 隆一
9番	大滝 正秋	10番	滝沢 記一	17番	岩崎 欣一
20番	竹原 よし子	21番	望月 博	22番	山本 誠信
24番	笠原 浩一				

(2) 農地利用最適化推進委員(14名)

(安塚区) 青田 俊一、(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一  
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一  
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志  
(頸城区) 大島 伸一、(吉川区) 常山 哲夫、(三和区) 高橋 浩一

2 欠席委員

- (1) 農業委員…1番 小山 一成、18番 長瀬 一成 の2名  
(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 高波 澄男、(大潟区) 細谷 正夫  
(頸城区) 上井 康二、(吉川区) 中嶋 琢郎  
(三和区) 福原 弥 の5名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵	
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明	
大島区駐在室	班長	上野 元之	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸	
三和区駐在室	班長	中条 崇	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

2番 五十嵐 隆一 22番 山本 誠信

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

②浦川原区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

③大島区駐在室管内分

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

④牧区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

⑤柿崎区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

⑥大潟区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第 4 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

⑧吉川区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

⑨三和区駐在室管内分

- 議案なし

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時 それでは、これより令和4年度第8回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員10名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員14名、欠席推進委員5名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>2番 五十嵐 隆一 委員、22番 山本 誠信 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次に、「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、5番 岸田 健 委員に読み上げていただきます。</p> <p>岸田委員、よろしくをお願いいたします。</p>
岸田委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>岸田委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号2110番をご覧ください。

合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定7件を説明いたします。2頁、番号2145番から3頁、番号2151番をご覧ください。

2頁、番号2145番から3頁、番号2148番は、期間満了による再設定で、契約期間は3年です。

3頁、番号2149番は、期間満了による再設定で、契約期間は5年です。

3頁、番号2150番は、これまで借り手との間で利用権を設定していた農地を合意解約し、新たな耕作者へ貸し付けるものです。

この案件については、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

3頁、番号2151番は、高齢で労力不足のため、新たに農業者へ貸し付けるものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長	<p>続きまして、貸借権移転 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>4 頁、番号 2152 番をご覧ください。 番号 2152 番は、借り手が高齢で労力不足のため、新たに農業者へ権利を移転するものです。 この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</b> 議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。5 頁をご覧ください。 まず、「非農地判断」とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです。 農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが利用状況調査等を行った結果、明らかに山林化しており、「周囲の状況から農地として復元しても、再び「森林原野化する恐れあり」と判断され、かつ、「農地台帳」の利用状況が「山林原野」又は「原野」である 5 頁から 6 頁まで、番号 1 番から 30 番までの 30 件、14,289 ㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	調査はいつですか。
安塚区 駐在室	令和2年です。
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。
	<u>≪浦川原区駐在室の議案≫</u>
議 長	次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
	<u>≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫</u>
議 長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。1頁、番号2570番をご覧ください。 農地集積・集約化のため、農地中間管理機構を通じて利用権を設定するものです。 この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。
	（「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
	<u>≪議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について≫</u>

議 長	<p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。 2 頁をご覧ください。 浦川原区管内は、番号 1 番から 145 番までの 145 件、53,404.10 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p><b>≪大島区駐在室の議案≫</b> 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</b> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」ご説明いたします。 1 頁、番号 2904 番と番号 2905 番をご覧ください。</p> <p>番号 2904 番は、譲受人が経営規模拡大のため、現在、利用権設定している譲渡人に相談したところ、合意に至ったため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>番号 2905 番は、譲渡人が財産整理のため、現在、利用権設定している譲受人に相談したところ、合意に至ったため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>



大滝委員

2904 番と 2905 番の 2 件とも、調査書の取得前の面積と取得後の面積が同じだがこれはどういうことか。

大島区  
駐在室

2 件とも、現在利用権設定をしており、経営面積に変わりがないためです。

議 長

他に質問等ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 7 件をご説明いたします。2 頁、番号 2984 番から 3 頁、番号 2990 番をご覧ください。

番号 2984 番、番号 2986 番から番号 2988 番の 4 件は、契約期間満了に伴う再設定です。

番号 2985 番、番号 2989 番、番号 2990 番の 3 件は、新規設定です。

番号 2985 番と番号 2990 番は、貸人が高齢により、耕作することが難しくなったため、番号 2989 番は、貸人が病気により、耕作することができなくなったため、利用権を設定するものです。

これら 7 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について＞

議 長

議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。  
4 頁をご覧ください。

大島区管内は、番号 1 番から 23 番までの 23 件、2,155.11 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

＜牧区駐在室の議案＞

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区  
駐在室

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。1 頁、番号 3387 番をご覧ください。

内容は、契約期間満了に伴う再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について＞

議 長

議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

牧区  
駐在室

議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。2頁をご覧ください。

牧区管内は、番号1番から2番までの2件、233.84㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

＜柿崎区駐在室の議案＞

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3750 番から 3752 番までの 3 件をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付 2 件、他者へ貸付予定 1 件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について&gt;</u></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。2 頁、番号 3925 番をご覧ください。</p> <p>譲渡人が資産整理のため、近隣で経営を拡大している譲受人へ無償譲渡により所有権を移転するものです。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>続きまして、貸借権設定 7 件について、事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>3 頁、番号 3926 番から 4 頁、番号 3932 番をご覧ください。</p> <p>番号 3926 番は、これまで借り手との間で利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>番号 3927 番、3928 番は、円滑化団体を通じて利用権を設定していましたが、契約期間が満了したため、相對契約で新たに利用権を設定するものです。</p> <p>4 頁、番号 3929 番、3930 番、3931 番、3932 番は、労力不足に伴い、地域の担い手と新たに利用権を設定するものです。</p> <p>番号 3929 番、3931 番は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。</p>

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### <議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について>

議 長

議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。  
5 頁、番号 1 番から 16 頁、番号 255 番までの 255 件をご覧ください。  
柿崎区管内は、番号 1 番から 255 番までの 255 件、44,272.65 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

#### <<大潟区駐在室の議案>>

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

#### <報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号4609番から2頁、番号4616番までの8件を掲載しました。

番号4610番は地主が死亡し、相続人が遠方に居住しているため、農地を一括して売却し、財産を整理するものです。

なお、耕作者は買受人と農作業受委託契約を締結し、引き続き耕作をする予定であり、耕作者の農業経営に大きな影響はありません。

番号4610番を除く7件は、いずれも耕作者の労力不足による合意解約であり、返還後の利用計画は他者へ貸付又は貸付予定です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について>

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

3頁、番号4612番から4頁、番号4616番までの5件を掲載しました。

3頁、番号4612番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」が2筆、面積667㎡を建売住宅として利用するため売買するものです。

番号4613番は、大潟区潟町地内の登記簿地目「畑」、面積854㎡を集団住宅として利用するため売買するものです。

番号4614番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積255㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。

番号4615番は、大潟区九戸浜地内の登記簿地目「畑」、面積154㎡を車庫として利用するため売買するものです。

番号4616番は、大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積297㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。

位置図は、5 頁から 9 頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件について事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 2 件をご説明いたします。

10 頁、番号 4683 番は、今年亡くなった母親から財産を相続した譲渡しが、遠方に居住しており管理に不便を来し、財産を処分するため、地域の担い手に売買により所有権を移転するものです。

番号 4684 番は、譲渡しが財産整理のため、これまで利用権を設定していた担い手に売買により所有権を移転するものです。

これら 2 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 11 件を審議いたしますが、11 頁、番号 4685 番は、笠原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、笠原委員は一時退席をお願いいたします。

(笠原委員退席)

議 長

それでは、笠原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員に関連する貸借権設定 1 件をご説明いたします。

11 頁、番号 4685 番をご覧ください。期間満了に伴う再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、笠原委員関連の番号 4685 番を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(笠原委員復席)

議 長

続きまして、笠原委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」笠原委員関連以外の案件 10 件について、ご説明します。

11 頁、4686 番から 13 頁、4695 番までを掲載いたしました。

11 頁、番号 4687 番及び 13 頁、4693 番から 4695 番は、報告第 1 号で説明しました関連案件です。これまで利用権を設定していた担い手が労力不足のため、合意解約した農地を新たに利用権設定するものです。

そのほかの案件は、契約期間満了による再設定です。

これら 10 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計



画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長 **《頸城区駐在室の議案》**

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 **＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞**

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

1頁、番号5312番から、2頁、番号5317番までの6件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号5312番から番号5316番は他者へ貸付、番号5317番は機構貸付予定です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長 **＜報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞**

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

3頁、番号5302番から番号5303番の2件を受理しましたので報告します。

転用目的は、敷地拡張です。

4頁から5頁に位置図を添付しましたので、ご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

6頁、番号5307番をご覧ください。

頸城区矢住地内の農地を「農機具格納庫」として利用するものです。

7頁に位置図、8頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、現在屋外で保管している園芸用のトラクターや肥料など、その他園芸に必要な農機具を保管する格納庫が必要となったため、申請農地を取得し、農機具格納庫を建設するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。

工期は、許可日から令和5年4月30日までです。

転用に当たり、汚水は発生せず、雨水は側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件を説明いたします。9頁、番号5440番から番号5441番をご覧ください。

譲渡人の財産整理のため、利用権を設定している譲受人へ、売買により所有権を移転するものです。

なお、これら 2 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 12 件について、事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

10 頁、番号 5442 番から、12 頁、番号 5453 番をご覧ください。

番号 5442 番から番号 5450 番の 9 件が新規設定、番号 5441 番から番号 5453 番の 3 件が再設定で、いずれも契約期間は 10 年です。

なお、これら 12 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

### <議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 1 件を説明いたします。13 頁、番号 5305 番をご覧ください。

本案件は、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第4号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について>

議 長

議案第4号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第4号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。  
14頁をご覧ください。

頸城区管内は、番号1番から242番までの242件、46,590.21㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。

<吉川区駐在室の議案>

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告いたします。1頁、番号6237番から2頁、番号6241番までの5件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定 4 件、農地中間管理機構へ貸付予定 1 件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。

3 頁、6204 番をご覧ください。

譲渡人が労力不足のため、贈与により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。4 頁、番号 6344 番をご覧ください。

譲渡人が財産処分のため、地域の担い手へ無償譲渡により所有権を移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 10 件について、事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

5 頁、番号 6345 番から 7 頁 6354 番をご覧ください。

いずれも期間満了による再設定です。

番号 6346 番と 6347 番は、圃場条件が良くないため、契約期間は 1 年となっています。

番号 6348 番から 6352 番は、中山間地域直接支払の期間に合わせるため、契約期間は 2 年となっています。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

### <議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について>

議 長

議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。

8 頁、番号 1 番から 21 頁、番号 297 番までの 297 件をご覧ください。

吉川区管内は、番号 1 番から番号 297 番までの 297 件、113,373.19 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
上野部会長	<p><b>【7. その他】</b> 他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
五十嵐委員	<p>非農地判断すると、土地の地目は原野になるのか。</p>
上野部会長	<p>地目を変更するには、所有者が法務局で手続きする必要があります。</p>
上野部会長	<p>他に何かありませんか。 何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>上野部会長、ありがとうございました。</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【8. 部会長職務代理あいさつ】</b> 閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。</p> <p>(岸田職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【9. 閉会】</b> 以上をもちまして、令和4年度第8回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後2時48分終了</p> <p>(農地部会終了後、地区会議開催)</p>